

事 務 連 絡

平成 21 年 12 月 4 日

各都道府県介護保険担当課（室） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

振 興 課

介護職員処遇改善交付金の遡及適用期限の再周知について

日頃より、介護保険制度の円滑な実施にご協力いただきありがとうございます。

また、介護職員処遇改善交付金の運営に当たりましては、大変お手数をおかけしており感謝申し上げます。

さて、介護職員処遇改善交付金につきましては、平成 21 年 10 月 16 日付け事務連絡において、平成 21 年度は、12 月中の申請に対して 10 月サービス提供分に遡及して交付対象とすることとしたところです。

各都道府県におかれましては、従前より事業者に対する申請勧奨に取り組んでいたいただいているところですが、遡及適用の締切が迫ってきたことから、改めて機会を捉えて周知を行っていただければ幸いです。なお、参考として別添 1 を添付いたします。

（10 月 16 日付けでお送りしました広報資料のうち、キャリアパス要件等について記述を変更しております。）

あわせて、これまで特にお問い合わせを多くいただいた質問について、このたび、あらためて整理を行い、別添 2 のとおり追加の Q & A を作成しましたので、今後は、これらも参照のうえ、事業を実施していただきますようお願いいたします。本件については、管内市町村に対しても、情報提供方よろしく願いいたします。

【照会先】

〔Q&A〕について〕

介護保険計画課財政第一係

（直通）03-3595-2890（内線）2264

〔Q&A〕について〕

振興課法令係

（直通）03-3595-2889（内線）3937